

開 議

○小関勝助議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

ここで、本日の本会議運営について、議会運営委員会からの報告を求めます。

渋谷佐輔議会運営委員長。

(渋谷佐輔議会運営委員長登壇)

○渋谷佐輔議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、2月27日の本会議において各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案等の審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、採決を行います。なお、議案第2号に2名、議案第3号に1名、議案第27号に1名の反対の討論の通告がなされております。また、議案第2号、請願第2号にそれぞれ賛成1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。追加議案は、議事日程第5号のとおり、予算案2件、人事案件1件、議会案3件であります。追加議案の審議につきましては、付託議案の採決終了後に議長から委員会付託を省略し全員による審議を諮っていただき、決定後それぞれ提案説明を受け、質疑、討論、採決を行います。なお、人事案件については、申し合わせにのっとり、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに採決することといたします。

追加議案の審議終了後、議長から議員派遣の

報告を受けます。

全日程終了後、市長並びに議長から挨拶を受けて定例会を閉会することといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○小関勝助議長 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第5号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第24号 字の区域及び名称の変更について外45件

○小関勝助議長 日程第1、議案第24号 字の区域及び名称の変更についてから日程第46、議案第12号 平成27年度長井市水道事業会計予算までの46件を一括議題といたします。

総務常任委員会審査報告

○小関勝助議長 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

竹田博一総務常任委員長。

(竹田博一総務常任委員長登壇)

○竹田博一総務常任委員長 総務常任委員会審査報告。

平成27年第2回市議会定例会において総務常任委員会に付託になりました議案6件、請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月9日に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員及び当局関係者並びに長井市議会基本条例第5条第4項の規定に基づき、参考人として請願者の出

席を求め、審査をしております。

それでは、議案第24号 字の区域及び名称の変更について申し上げます。

本案は、国土地籍調査事業の実施に伴い、本市の成田、森、宮地区の各一部の区域に係る字の区域及び名称を当該区域に係る国土調査法第19条第2項の規定により変更するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、字名は伝統的な由緒ある地名として宝恭、唐網を残したと思うが、地名の由来は把握しているのかとの質疑がなされ、農林課長からは、具体的な由来などは把握していないが、このたびの字の名称の変更については、地元の有識者で構成する字界変更検討委員会で検討され、決定いただいたものであり、由緒ある字名だと思っているとの答弁を受けたところです。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 普通財産（土地）の処分について申し上げます。

本案は、国土交通省が施行する最上川上流置賜白川右岸築堤に必要な用地として長井市が保有する土地を売却するため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案されたものであります。

審査に当たり、財政課長からは、処分する財産のうち、長井市河井字川原六943番ほか23筆の部分は、債権譲渡の手続を経て、実所有者である河井共有財産管理協議会に覚書に基づき支払う。覚書締結の経緯は、昭和49年からの土地改良事業を契機に河井区で所有している共有の土地について、団体で所有できる制度が整うまでの間、当時の長井市長と河井区長とが協議をして、名義は長井市とするが、実所有者は地元として管理することになったと地元の方からは聞いている。処分の価格は国土交通省の公共事

業の方法により標準地の評価額を定め、個別の土地の形状、河川区域の内外等により評価額を定め、このたびの価格になったと聞いているとの説明を受けたところです。

質疑に入り、委員からは、覚書の訂正箇所には訂正印がないが、どう考えるか、また耕作権の実態はどうだったのかとの質疑がなされ、財政課長からは、こういう形で当時確認をして覚書を締結したと思っている。実際の耕作状況については河井地区の協議会でなされており、詳しくはわからないが、共有部分の土地からの収益は地元の土地の水路整備等に充てられたと聞いているとの答弁を受けたところです。

さらに、委員からは、今後こういった形で覚書を締結している場合の対応など整理の仕方は考えているのかとの質疑がなされ、財政課長からは、覚書に基づく同様の運用形態はほかにもあるが、適当な取り扱いではないと思う。今後の国の制度など、他市町村の対応状況等を検討して、できるだけ妥当な運用形態の検討を進めていかなければならないと考えているとの答弁を受けたところです。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について申し上げます。

本案は、国、県及び他の地方公共団体の職員の給与改定措置などを踏まえ、給料表の改定など所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に当たり、総務課長からは、平成27年度からの給与制度の総合的見直しなどの国の人事院勧告に従い改正するものである。民間賃金の低い地域における官民給与の実情により、全体として公務員の給与を引き下げ、若い世代の給与は引き上げる一方、50代後半層の給与を引き下げる見直しをする。また、公務員の組織の特

性、円滑な人事運用の要請等を踏まえて諸手当を見直し、管理職の特別勤務手当を国の方針に従い導入するものである。水道企業職員についても同じように見直しの提案をするものであるとの説明を受けたところです。

質疑に入り、委員からは、参事職の給与は給料表にどう位置づけられているかとの質疑がなされ、総務課長からは、今の課長職と同じ6級の給料表になる。給料的には同じだが、管理職手当で差がつくことになるとの答弁を受けたところです。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市政の総合企画、調整力を強化し、効率・効果的で横断的に施策を推進することを目的に組織機構を見直し、課の新設及び統廃合を行うため提案されたものであります。

審査に当たり、総務課長からは、これまでも大課制、部制の経過があり、財政再建で部制から課制に戻され、さまざまな課題に対応するため、ここ数年、組織の見直しを行ってきたが、大きな課題に対応する際、複数の課の調整が必要になり、機敏に対応できないなど課題が生じている。第5次総合計画をより円滑に推進するため、わかりやすく効率的で利便性の高い横断的で機動的な組織機構の方針で見直しを行った。部門ごとに事業の中身を統括し、部門間を超えた連携調整を行う職制として新たに参事を配置したいと考えているとの説明を受けたところです。

質疑に入り、委員からは、従前と比較して主幹職を含めた管理職の数はどう変わるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、現在の24課が22課となり、課長職は22名、参事職が4名で26名になり2名ふえる。主幹職は削減の方向で現在、人数の調整を行っているとの答弁を受けた

ところです。

また、委員からは、課が統合しても庁舎の分散化は変わらないと思うが、業務の非効率性を把握しているのかとの質疑がなされ、総務課長からは、メールでやりとりはできても実際に顔を合わせて協議する必要があるので、時間的な課題など分散しているマイナスはあるとの答弁を受けたところです。

また、委員からは、教育委員会の参事はどう検討されたのかとの質疑がなされ、総務課長からは、教育長に参事の任命は考えていないが、教育長に教育部門の調整役割を担っていただくことを考えている。教育委員会も新しい体制の見直しが行われ、教育長が教育委員長も兼ねる際は、新たに教育参事を職員から任命したいと考えているとの答弁を受けたところです。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号 長井市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政手続法の改正により、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号 長井市特別職に属する者の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の制定に伴う消防団の処遇改善により、災害非常時における消防団員が長時間の活動を行った際の費用弁償額を増額するために提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号 消費税増税の中止を求める請願書について申し上げます。

本請願は、消費税廃止山形県各界連絡会代表委員、遠藤 強氏より提出されたものでありま

す。

本請願の趣旨とするところは、消費税が8%に増税され、日本経済は深刻な増税不況になっており、国民の生活は一段と厳しさを増している中、10%に引き上げられれば消費はさらに落ち、地域経済は大打撃を受ける。よって、消費税増税の中止を求める意見書を国及び政府関係機関に提出していただきたいとするものであります。

意見陳述に入り、参考人からは、従業員8名の事業者の1人であり、消費税の課税業者である商工業者の立場から請願趣旨に沿って意見を申し上げる。昨年4月に消費税が8%に増税され、業種を問わず売り上げ減少と円安による材料費など経費の上昇が収益を減少させ、商売を続けられない悲痛な声がたくさん寄せられている。昨年4月から2月までの11カ月間、倒産件数は毎月1桁台で推移しているが、アベノミクス効果は大手企業に限定され、地方の中小企業への波及効果は少なく、休廃業や工場閉鎖、閉店が倒産件数の3倍の水準にある。給料が上がらないのに消費税が上がり生活するのが大変だと多くの声が寄せられ、街頭での増税に反対する声は圧倒的である。年末の総選挙を経て新しい国会が始まっているが、安倍首相は2017年4月1日から10%への引き上げを確実に実行すると明言し、増税法附則第18条第3項の景気条項を削除する法案を今国会に提出している。日本経済、地域経済はさらなる増税で消費の冷え込みを招き、中小企業の経営難と倒産、廃業を加速させる。非正規雇用者の増加と給与の低下、失業者の増加で景気悪化は避けられない。税収の減少が進み、国の借金が増大し、社会保障の削減に拍車がかかる連鎖が起きる。政府は消費税を社会保障のために必要だと言い、ある政党のポスターには消費税は社会保障に全額使われるとあるが、新年度予算の2割ほどしか社会保障の充実に使っていない。国民の消費購買力を

高め、地域経済を活性化させ、内需主導の経済政策を進めれば、消費税を増税する必要はない。所得や資産、能力に応じた負担をするのが本来の税金のあり方である。取り方、使い方を改めるべきで、これまでも消費税が大企業の減税分に穴埋めされていることが言われてきた。私たちは利益の薄い地域に根差した商工業者であり、消費税を直接納付する義務を負わされている。国も小規模事業者ほど消費税を価格に転嫁できないことを認めているとの意見陳述がなされたところです。

質疑に入り、委員からは、8%増税のときも方策の一つとして軽減税率が話題になったことがあったが、今回10%増税中止の請願では軽減税率についてどう考えているのかとの質疑がなされ、参考人からは、基本的に消費税廃止各界連絡会は25年以上前に付加価値税などの税制が導入されようとしたときから不公平税制だということで一貫して廃止を求める運動を続けてきた団体である。今言われている軽減税率は、私たち業者、税を納付する側にとっては仕分けに大きな負担がかかり、不公平な税制であることは変わらないので、軽減税率にも反対せざるを得ない立場であるとの答弁を受けたところです。

また、委員からは、税と社会保障の一体改革についてどう考えているのかとの質疑がなされ、参考人からは、少子高齢化が進み、地方の人口減少が加速し、若者が流出している中で財源をどう確保するかだと思うが、根底には、この間のさまざまな政治の要因、地域経済の要因があると思う。不公平な弱者に負担が重い不公平な税制では、持続可能な財源として適当でないと思っている。私たちは能力に応じて負担する税のあり方をきちんとすることこそ財源を確保できるし、大企業がためた285兆円の内部留保のほんのわずかに課税することによって財源は賄われると考えているとの答弁を受けたところがあります。

また、委員からは、企業を起こして頑張ってきた結果として大企業になった。企業が豊かになることは働く人も安定した生活を送れることになる。能力に見合った税制度をどう考えているかとの質疑がなされ、参考人からは、税金を公平に払うと同時に公平な使い方をしてもらうことが税金の建前だと思う。今の社会情勢、政治状況で3年間の期限を取り払い、非正規雇用を継続できるという法案が出されている。若者が地方部よりも都市部に流出する要因の一つに雇用の縮小、幾ら働いても正社員になれない非正規雇用が進んでいることが上げられる。社会の現実、貧困や格差が進んでいると思っている。きちんと取るべきところ、負担すべきは負担していただく。大企業の屋台骨が崩れるほど負担するというわけではない。わずか1%を課税するだけで財源は賄われる。応能負担の原則を貫くのが持続可能な財源としてふさわしいと思うとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、雇用政策は別問題で、国として議論していくべきだと思う。公平性でいえば、消費税は一番公平性が高いと思う。税金はみんなで公平に負担するのが原則である。所得税は所得に応じた負担があるが、ある程度の部分は国民が平等に負担していくべきだと思うがどうかとの質疑がなされ、参考人からは、消費税は景気を底から冷やす税制だと思う。さまざまな経済指標も物語っている。低所得者ほど負担が重い不公平税制だと思うとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、軽減税率、社会保障、雇用の問題は望ましいあり方を国で鋭意検討している。消費税については、ある程度国民が広く公平に負担を分かち合うことにより世代間の不公平の是正が図られると思うので、この請願に反対するとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、消費税が8%になって物

価の上昇に賃金の上昇が全く追いついていない状況が長く続いている。この状況が2017年に解消できる見通しもなく、格差の問題がさらに拡大する懸念が現実味を帯びている。さきの衆議院選挙においては、消費税増税を焦点としたような解散だったが、景気条項を外すことは危険な発想であり、景気条項を残して今後の景気によってさまざまな判断をすればよいことである。8%の消費税が定着しない段階で10%増税に踏み切ることに反対の考えであるので、この請願には賛成するとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、国政選挙で国民は消費税増税を認めたと判断する。急速に高齢化が進んでいる日本の持続可能な社会保障を維持するためには、消費税はなくてはならない財源だと思っている。近隣の先進国でも消費税によって社会保障、教育、環境問題が守られている。税制の直間比率の問題もあるが、この請願に反対するとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、社会保障の使い道は非常に不透明だと思う。景気を判断しないで決断する景気条項の削除はミスと言わざるを得ない。さまざまな判断をしながら財政や国民生活の安定を願うのが政治である。消費税は所得の違いにかかわらず負担する不平等な税制であり、最低でも軽減税率や平等性を持たせるような施策を考えていくべきである。地域経済が疲弊していることを考え、この請願に賛成するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、可否同数であったため、長井市議会委員会条例第17条第1項の規定に基づき、委員長の決するところにより不採択すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第24号 字の区域及び名称の変更についてから日程第6、議案第33号 長井市特別職に属する者の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの6件について、討論の通告はありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第24号 字の区域及び名称の変更についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第24号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第25号 普通財産(土地)の処分についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第25号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第30号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、総務委員長報告のと

おり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第31号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第32号 長井市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第33号 長井市特別職に属する者の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、請願第2号 消費税増税の中止を求める請願書の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

議席番号4番、今泉春江議員。

(4番今泉春江議員登壇)

○4番 今泉春江議員 請願第2号 消費税増税

の中止を求める請願書について、採択賛成の意見を申し上げます。

消費税は2014年4月1日から8%への大増税強行により日本と地域経済は深刻な増税不況となっています。ほとんどの業種で売り上げ減となり、不況型倒産は表にあらわれない廃業なども入れると増税前の3倍となっていると言われております。

政府は消費税は社会保障のためと言います。しかし、この増税での増収分5兆円のうち社会保障の充実に使うのはたった1割の5,000億円だけです。26年前から始まった消費税の総額は282兆円です。この間、大企業減税は255兆円で、消費税の9割に当たります。だから、社会保障は悪くなる一方なのです。

消費税は所得にかかる税金ではなく、売り上げにかかる税金であるため、消費税を商品に転嫁できない中小企業や個人の事業者などは、赤字でも身銭を切り消費税を払わなくてはなりません。消費税は公平な税金と言う方もいますが、近代社会では税金は応能負担が原則です。消費税は低所得者も大金持ちも一律にかかり、税金、税の大原則に反するものです。ここに10%の消費税が来たらどうなるのか。しかも安倍政権は増税法附則第18条3項を削除し、景気がどうなろうと増税を断行すると言っています。増税すればさらに消費は落ち込み、地域経済は大打撃です。税収がふえるどころか、国の財政をさらなる危機に追い込みます。増税はきっぱりと中止をすべきです。

消費税に頼らなくても十分やっていける道はあるのです。大企業、富裕層からのその収入に応じて負担してもらい、大企業の内部留保285兆円の一部を回し、国民の所得をふやし、内需を高めるようにすれば景気がよくなり、税収も上がり、消費税に頼らなくても社会保障も財政再建も十分可能になります。とるべき道はこの道なのです。

よって、請願第2号 消費税増税の中止を求める請願の賛成意見を申し上げ、議員の皆様の賛同をお願い申し上げます。

○小関勝助議長 通告による討論が終わりました。これから採決いたします。

請願第2号について、総務委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第2号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○小関勝助議長 起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択と決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

高橋孝夫文教常任委員長。

(高橋孝夫文教常任委員長登壇)

○高橋孝夫文教常任委員長 平成27年第2回市議会定例会において文教常任委員会に付託をされました議案7件について、審査しました経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月10日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしました。

それでは、議案第14号から議案第19号 指定管理者の指定について申し上げます。

議案第14号は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、長井市中央地区公民館運営協議会を指定管理者に指定し、長井市中央地区公民館、長井市勤労青少年ホーム、長井市民体育館及び長井市テニスコートの管理を行わせるため提案されたものであり、議案第15号から